

住宅の新築に係る長期優良住宅認定申請手数料

○長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

○長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

認定申請手数料 = (a + b1 + b2)

a 長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円

番号	建て方	一の建築物の総戸数	a					
			180の項 認定申請		181の項 変更認定申請			
			イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出が無い	イ(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	イ(二) いずれも提出がない場合	ロ(一) 令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ(二) 令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合でいずれも提出がない場合
(1)	一戸建住宅	1 戸	16,000	49,000				
(2)	共同住宅等	5 戸以下	25,000	108,000	180の項のイの認定申請手数料の1/2の額	180の項のロの認定申請手数料の1/2の額		
(3)		5 戸超 10 戸以下	39,000	170,000			11,500	53,000
(4)		10 戸超 25 戸以下	62,000	333,000			18,000	84,000
(5)		25 戸超 50 戸以下	96,000	592,000			29,500	165,000
(6)		50 戸超 100 戸以下	143,000	1,014,000			46,500	294,500
(7)		100 戸超 200 戸以下	239,000	1,874,000			70,000	506,000
(8)		200 戸超 300 戸以下	303,000	2,679,000			118,500	936,000
(9)		300 戸超	344,000	3,284,000			150,000	1,338,000
						170,500	1,640,500	

b 法第6条第2項の申出(建築基準法関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円

床面積区分	b1		計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
	確認	変更確認	
30 m ² 以内	7,000		
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000		
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000		
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000		
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000		
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000		
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000		
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000		
50,000 m ² 超	519,000		

b2 建築設備確認関係

単位:円

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継申請手数料 1,800円

住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅認定申請手数料

○住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

○住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

認定申請手数料 = (a + b1 + b2)

a 長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円

番号	建て方	一の建築物の総戸数	a					
			180の2の項 認定申請		181の2の項 変更認定申請			
			イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出が無い	イ(一) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	イ(二) いずれも提出がない場合	ロ(一) 令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ(二) 令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合でいずれも提出がない場合
(1)	一戸建住宅	1 戸	25,000	73,000				
(2)	共同住宅等	5 戸以下	38,000	163,000	180の2の項のイの認定申請手数料の1/2の額	180の2の項のロの認定申請手数料の1/2の額		
(3)		5 戸超 10 戸以下	58,000	256,000			17,000	79,500
(4)		10 戸超 25 戸以下	93,000	499,000			27,000	126,000
(5)		25 戸超 50 戸以下	144,000	888,000			44,500	247,500
(6)		50 戸超 100 戸以下	214,000	1,522,000			70,000	442,000
(7)		100 戸超 200 戸以下	359,000	2,812,000			105,000	759,000
(8)		200 戸超 300 戸以下	454,000	4,019,000			177,500	1,404,000
(9)		300 戸超	516,000	4,926,000			225,000	2,007,500
					256,000	2,461,000		

b 法第6条第2項の申出(建築基準法関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円

床面積区分	b1	
	確認	変更確認
30 m ² 以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000	
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000	
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000	
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000	
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000	
50,000 m ² 超	519,000	

b2 建築設備確認関係

単位:円

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継申請手数料 1,800円

改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の長期優良住宅変更認定手数料

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

認定申請手数料 = (a + b1 + b2)

a 長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位:円

番号	建て方	一の建築物の総戸数	a			
			183の3の項 変更認定申請		183の4の項 変更認定申請	
			イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出が無い	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出が無い
(1)	一戸建住宅	1 戸	6,500	23,000	10,000	34,500
(2)	共同住宅等	5 戸以下	11,500	53,000	17,000	79,500
(3)		5 戸超 10 戸以下	18,000	84,000	27,000	126,000
(4)		10 戸超 25 戸以下	29,500	165,000	44,500	247,500
(5)		25 戸超 50 戸以下	46,500	294,500	70,000	442,000
(6)		50 戸超 100 戸以下	70,000	506,000	105,000	759,000
(7)		100 戸超 200 戸以下	118,500	936,000	177,500	1,404,000
(8)		200 戸超 300 戸以下	150,000	1,338,000	225,000	2,007,500
(9)		300 戸超	170,500	1,640,500	256,000	2,461,000

b 法第6条第2項の申出(建築基準法関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円

床面積区分	b1		計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
	確認	変更確認	
30 m ² 以内	7,000		
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000		
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000		
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000		
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000		
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000		
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000		
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000		
50,000 m ² 超	519,000		

b2 建築設備確認関係

単位:円

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

1,800円

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継申請手数料 1,800円

住宅の維持保全計画に係る長期優良住宅認定申請手数料

○長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

○長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

認定申請手数料 = (a + b1 + b2)

a 長期優良住宅維持保全計画の認定に係る金額

単位:円

番号	建て方	一の建築物の総戸数	a			
			180の3の項 認定申請		181の3の項 変更認定申請	
			イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出が無い	イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	ロ いずれも提出がない場合
(1)	一戸建住宅	1 戸	24,000	73,000	180の3の項のイの認定申請手数料の1/2の額	180の3の項のロの認定申請手数料の1/2の額
(2)	共同住宅等	5 戸以下	38,000	161,000		
(3)		5 戸超 10 戸以下	58,000	253,000		
(4)		10 戸超 25 戸以下	92,000	494,000		
(5)		25 戸超 50 戸以下	142,000	879,000		
(6)		50 戸超 100 戸以下	212,000	1,506,000		
(7)		100 戸超 200 戸以下	356,000	2,783,000		
(8)		200 戸超 300 戸以下	449,000	3,977,000		
(9)		300 戸超	511,000	4,875,000		

b 法第6条第2項の申出(建築基準法関係規定審査の申出)があった場合の加算額

b1 建築物確認関係

単位:円

床面積区分	b1	
	確認	変更確認
30 m ² 以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 m ² 超 100 m ² 以内	12,000	
100 m ² 超 200 m ² 以内	19,000	
200 m ² 超 500 m ² 以内	53,000	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	101,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	143,000	
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	208,000	
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	267,000	
50,000 m ² 超	519,000	

b2 建築設備確認関係

単位:円

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画の変更をして設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継申請手数料 1,800円